

理科・英語教育の充実・強化、「6-3-3-4」制の弾力化、 「徳育」の教科化、学校選択制の推進など、 公教育の再生を提言！

旺文社 教育情報センター 平成20年1月

安倍前首相が設置した政府の教育再生会議(野依良治座長)は19年12月、第3次報告『社会総がかりで教育再生を』を決定し、福田首相に提出した。

今回の報告は、“自立と共生”を教育再生の重要な方向性と位置づけ、「学力向上」「徳育と体育の重視」「大学・大学院改革の抜本的改革」「学校の責任体制の確立」「現場の自主性を活かすシステムの構築」など、7本柱からなる。

先に提示された第1次報告(19年1月)及び第2次報告(同6月)で積み残された教育バウチャー制や「6-3-3-4」制の在り方、大学入試の抜本的改革などが第3次報告での重要な検討事項とされていた。だが、安倍政権の後ろ盾を失い、提言のトーンダウンがうかがえる。

以下に、第3次報告の要旨、提言の背景、教育再生問題の今後の行方などをまとめた。

■ 基本的な考え方 ■

＜社会総がかりで、「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育む＞

教育に求められることは、子どもたち一人ひとりの能力を伸ばし、将来に夢や希望をもって、社会を自立して生きる力を育てるとともに、他者に対する思いやりや優しさを持ち、人、社会、自然と共に生きる心を育むことである。このことは如何なる時代にも変わらぬ本質であり、「自立と共生」は、教育再生の重要な方向性とする。

また、教育再生により全ての子どもたちに基礎学力と規範意識を身につける機会を保障し、格差を固定させないことは極めて重要である。そのような基盤があつてこそ、子どもたちが「自立と共生」の大切さを理解し、個の確立と他との絆やつながりの形成が可能となる。

教育再生には、学校のみならず、家庭、地域、企業、団体、行政、メディアなどあらゆる立場の人々が「教育の当事者」であることを自覚し、社会総がかりで愛情を持って取り組むことを、改めて強く訴えたい。

■ 公教育を再生する7つの柱 ■

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(1) 全国学力調査、PISA調査の結果の徹底検証と、学力向上への取り組み

○ 調査結果の検証に基づき、学力改善プランに取り組む

- ・学校は、それぞれの調査結果を検証し、保護者に、自校の学力・学習状況、改善計画等を説明し、直ちに改善に取り組む。
- ・都道府県・市町村教育委員会は、調査の結果を検証し、改善プランを策定し、公表する。
- ・国は、対策チームを設け、特に課題を抱える都道府県を重点的に支援し、各学校が3学期から改善プランに具体的に着手できるようにする。
- 調査結果の分析を、学習指導要領の改訂、教科書の充実等に活かす
- ・国は、次のような取り組みを進める。
 - 調査結果の分析を更に進め、学習指導要領の改訂、教科書の充実、教育条件の整備等に迅速、的確に活かす。算数・数学、理科等の授業時数の増加など直ちに取組めるものについては、移行措置などにより直ちに取組む。学校現場での優れた取り組みが学力向上に結びついている事例を具体的に公表する。
- 理科教育強化のため、教科書の改革、小学校専科教員の配置を進める
- ・国は、PISA調査の結果も踏まえ、理科教育強化のため、理科の教育内容と教科書の抜本的改革、小学校高学年の理科専科教員の配置などを進める。

(2) 「6-3-3-4」制の弾力化

- 子どもの発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する
- ・文部科学省の研究開発学校、構造改革特区等で行われている、6-3制や小中のカリキュラム編成の特例について、より簡単に一般の学校でも取組めるように制度を見直す。
小中一貫校の制度化についても検討する。この場合、小中一貫校と他の学校との間でスムーズに転校、進学ができるよう配慮する。
- ・幼小連携をはじめ、小中、中高、高大の間の接続や連携の仕方、区切りのない一貫教育など、柔軟な取り組みを可能にする。
- 年齢主義（履修主義）を見直し、飛び級を検討する
- ・一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義（履修主義）に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子どもが、学年を超えて学ぶこと（飛び級）ができるような制度の弾力化について、対象の子どもの範囲、年齢段階などを含め検討する。
- ・学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補充的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望や保護者の同意がある場合などに活用する。
- 大学への飛び入学、高大連携を促進する
- ・現在、大学への飛び入学がなぜ進んでいないのかを速やかに検証し、受け入れ大学に課されている指導体制の制約など制度の弾力化を含め、飛び入学促進の具体的措置を講じる。
- ・高校生が大学等の講義を受けて、入学前に単位を修得できる機会の拡大や大学入試選抜における一定の考慮などの取り組みを拡大する。

(3) 英語教育を抜本的に改革する、今の時代に求められる教育を充実させる

- 小学校から英語教育に取り組み、ネイティブを常勤講師に採用する、現場の進んだ取り組みを行いやすくする
- ・ 小学校英語に関して、国は、研究開発学校等の弾力化により、以下のような各地域でのより進んだ多様な取り組みを行いやすくする。
 - 1・2年の特別活動、3・4年の総合的な学習の時間を利用して英語教育を実施すること
 - 小学校5・6年で週2時間以上英語教育を実施すること、中学校の英語教育の内容を一部取り入れること
 - 小中一貫の全学年で教科としての英語を実施すること、 など
- ・ ネイティブの講師の積極的な活用を図る。小学校への英語教育の導入を契機に、中学校、高等学校の英語教育の在り方についても、ヒアリング、音読等のコミュニケーション能力の強化を軸に抜本的改革を行う。
- ・ 日本語での対話・意思疎通能力の育成も進める。
- 環境教育、「ものづくり」教育などの充実を図る

(4) 「大学発教育支援コンソーシアム」の推進による新しい教育モデル創出の実証

- 大学と教育委員会等のネットワークによる大学の英知を教育の改善に活かす

2. 徳育と体育で、健全な子どもを育てる ～子どもたちに感動を与える教育を～

(1) 徳育を「教科」(注、参照)とし、感動を与える教科書を作る

- 徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導する
- 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る
- ・ 徳育においては、小学校から中学校までの子どもの発達段階を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。
- ・ 教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子どもたちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
- ・ 美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。
《注》徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学校、中学校とも学級担任が担当する。
- 新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む

(2) 運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る

- 体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する

(3) 体験活動により子どもの心と体を育てる

- 小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する

3. 大学・大学院の抜本的な改革 ～世界トップレベルの大学・大学院を作る～

(1) 大学・大学院教育の充実と成績評価の厳格化による卒業生の質の担保

- 大学は教養教育を重視し、産業界等との連携を深め、社会人としての基礎的能力を備えた卒業生を送り出す
- 大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員充足にこだわらない
 - ・学部教育については、専攻分野にこだわらず、教養教育を重視する。社会人として求められる汎用的な基礎能力の修得を図るため、学生参加型授業や課題解決型授業などを推進する。このため、国は、GP（注1.参照）等を活用して、各大学が切磋琢磨する環境作りを行う。また、効果的な教育プログラムの分析や、汎用的な基礎能力の到達度を測る仕組みの構築を促す。

《注1.》GP（Good Practice）：各大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取り組みで他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する国の事業。
 - ・大学は、卒業認定の厳格化と単位・進級の厳格化（GPA制度（注2.参照）の導入など）を図る。また、学術関係団体や民間機関による学力検定の実施等の仕組みを作り、大学卒業程度の学力や能力の保証に資するようにする。

《注2.》GPA（Grade Point Average）制度：授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。
 - ・大学院は、質の高い学生のみを入学させ、定員を充足することにこだわらない。一定の水準を満たす短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科の卒業生に大学院入学資格を与えることを拡大する。
 - ・大学の4月入学原則を撤廃する学校教育法施行規則の改正が行われたことを踏まえ、9月入学を更に促進する。
 - ・大学における英語教育を大幅に改善するとともに、外国人教員の採用も進め、英語による授業の大幅増加を目指す。（当面、全授業の30%は英語での授業を目指す）
- 大学全入時代の大学入試の在り方を検討する
 - ・大学入試については、大学全入時代を踏まえた入学者の質の確保、高等学校以下の教育に与える影響を勘案し、国や大学をはじめとする関係者でその在り方を検討していく。
 - ・大学入試センター試験の成績の複数年度利用を更に弾力化するなど資格試験的な取扱いを進め、各大学の自主性に応じた活用がなされるよう国において検討する。
 - ・国公立大学の入試日分散・複数合格や、文理区分の在り方について、各国公立大学や関係団体において検討する。
 - ・高校での卒業認定の厳格化など高校での学力担保の取り組みが重要である。将来的な課題として、高卒段階での学力テストの実施を含め学力担保の方策について、国において検討する。
 - ・現行の高等学校卒業程度認定試験の合格者を「高卒（高卒程度認定試験合格）」とする。また、同試験の受験科目の弾力化について検討する。

(2) 国立大学法人における学部の壁の打破と、学長リーダーシップによる徹底したマネジメント改革

- 国立大学の学長選挙廃止など学長選考会議による学長の選出、学長による学部長人事の掌握、学部の壁を越えた柔軟で効率的な教育指導体制の構築など

(3) 「国際化」「地域再生」に貢献する大学

- 国立大学・学部の再編統合、定員の縮減に取り組む
 - ・ 国立大学は、大学や学部の再編統合、18歳人口減少を踏まえた学部入学定員の縮減に自主的に取り組み、真に「国際化」「地域再生」に貢献する「知」の拠点として、教育、研究の質を高める。
 - ・ 公立大学や私立大学についても、「国際化」「地域再生」に貢献する大学として、自主的な判断により、同様の取り組みを進める。

(4) 大学・大学院の適正評価、高等教育への投資の充実

- 国際競争力、地域の自立を高めるため、厳正な評価に基づき、必要な分野に重点的に投資する
 - ・ 高等教育に対する投資を先進国並に充実させていくことが必要不可欠であり、基盤的経費（国立大学法人運営費交付金、私大経常費補助金）を充実させる必要がある。
 - ・ 大学教育の抜本的な改革を推進するため、必要な施策については、出来る限り効率化を図りつつ、適正な評価に基づき、真に実効性ある分野への「選択と集中」により必要な予算を確保する。基盤的経費については、確実に措置する。

各大学の努力と成果をふまえた高等教育予算とするため、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せと、一律的配分から評価に基づくより効率的な資金配分へのシフトを図りつつ、必要な教育財政基盤を確保する。基盤的経費についての現在の取扱いについては、しかるべき時期に見直す必要がある。

- ・ 次期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分については、各大学の厳格な評価に基づいた配分が不可欠である。一律的な配分は行うべきではない。研究面、教育面、地域の人材育成への貢献、企業や地域社会との連携、大学改革への取組状況などの客観的な根拠資料、データ（他大学との相対的な比較が可能なデータを含む）をもとに客観的かつ公平な評価に基づいた配分を実現する必要がある。これらを通じ、各大学の機能分化を促進する。

4. 学校の責任体制の確立 ～頑張る校長、教員を徹底的に応援する～

(1) 学校のマネジメント改革で、校長のリーダーシップを強化

- 校長の同一校在職期間を延長する、校長の責任と権限を拡大し、副校長、主幹教諭を管理職とする
- 教育委員会、校長が管理権を行使できない不正常的な地域、学校を是正する

(2) 子どもの教育に専念できるよう教員を応援

- ITの導入、事務の共同処理等により、現場の無駄を廃し、事務体制の効率化を図る
- 「学校問題解決支援チーム」を全教育委員会で設置する
- 一律4%の教職調整額の見直し、部活動手当の充実など、メリハリある給与体系で頑張っている教員をしっかりと処遇する

5. 現場の自主性を活かすシステムの構築

～情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる～

(1) 学校の情報公開、保護者・地域の評価や参加による学校の質の向上

- 学校の情報公開を進める
- 学校の第三者評価のガイドラインを作成する
 - ・国は、学校の第三者評価についてのガイドラインを示す。
 - ・各地域では、国が示すガイドラインを参考に、学校の設置者である市町村、都道府県の判断により、外部の有識者、専門家、住民等からなる評価委員会を設け、学校の第三者評価を行う。
 - ・学校評価の結果については、教育委員会は各学校にフィードバックするとともに、成果の上がっていない学校に対する支援を行うなど、学校の主体的な改善活動をサポートする。
- 教育委員会は活動内容の透明度を高め、その責務を確実に遂行する

(2) 適正な競争原理の導入による、学校の質の向上

- “バウチャー的な考え方”を取り入れた「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」をモデル事業として実施する

<基本的な考え方>

- ・画一的な教育や悪平等の弊害を改め、各学校現場が授業や課外活動での創意工夫と情報公開を進め、児童生徒、保護者が主体的に学校を選べるようにする。
- ・学校選択制を通じ、児童生徒が多く集まり、保護者の信頼の厚い学校に予算配分を増やすこと(“バウチャー的な考え方”)で、学校、教職員のインセンティブが働くようにする。
- ・教育格差が生じないよう、ナショナルミニマムとしての教育水準の確保に留意する。

(3) 多様な分野の優れた社会人等からの教員の大量採用で、学校を活性化

- 特別非常勤講師、特別免許状を活用し、採用者の2割以上を目標に、普通免許状がなくても社会人、大学院修了者等を教員に積極的に採用する

(4) 教員養成の抜本的な改革

- 教員養成大学・学部の教育など、教員養成の在り方を抜本的に見直す
- ・将来的な課題として、教員の一定の質を担保するため、教員免許を国家資格とすることや、特別免許状の活用を促すため、特別免許状を国が出すことについても検討する。

(5) 学校の適正配置の推進と、教育効果の向上

- 教育効果を高めるため、国は、望ましい学校規模を示す
- 国は、統廃合を推進する市町村を支援する

6. 社会総がかりでの子ども、若者、家庭への支援

～青少年を健全に育成する仕組みと環境を～

- (1) 子ども、若者、家庭に対する、教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システムの構築と総合的な支援
 - 地域での関係機関窓口の一元化を推進し、国レベルでの体制整備や、必要な法的措置を検討する
- (2) 有害情報防止のため、全ての子どもの携帯電話にフィルタリングを設定
 - フィルタリング利用を義務付ける法的規制導入を進める
- (3) 幼児教育を充実、子育て家庭、親の学びを地域で支援
 - 幼児期からの規律ある生活習慣や情操教育を重視する、将来的な幼児教育の無償化を検討する

7. 教育再生の着実な実行

- (1) 動き出す教育再生
 - 教育再生のためには、提言だけで終わるのではなく、国、地方自治体、学校、そして、家庭、地域社会、企業が、社会総がかりで、具体的に実践することが重要である。
教育再生会議でも、教育の現場を実際に訪問し、「動き出す教育再生プロジェクト」として、既に動き出している現場での様々な取り組みについてホームページを通じて発信する取り組みを行ってきた。
 - 教育は国家百年の大計。効率化、メリハリ付けしつつ、しっかりした投資を行う。
- (2) 教育再生の実効性の担保、フォローアップ
 - 教育再生会議では、今後、第1次報告から第3次報告までの提言を踏まえ、国民に分かりやすい形で、最終報告をとりまとめたと考えている。
教育再生会議が行ってきた提言の具体的な実現が図られるよう、実効性の担保やフォローアップの在り方についても検討したいと考えている。

解 説

<首相交代の影響>

昨春実施された「全国学力・学習状況調査」や国際的な学力調査「PISA 2006」（平成18<2006>年実施）の結果が公表され、活用能力に対する課題や、理数系応用力と読解力の低迷、科学への興味・関心の低さなどが判明し、子どもたちの学力や学習意欲について改めて問題視されている。

今回の第3次報告では、こうした調査結果を踏まえ、小学校高学年に理科専科教員の配置を進めたり、次期学習指導要領における算数・数学、理科等の授業時数の増加と移行措置などによる早期の対応策を提示したり、学力向上に向けた具体的で迅速な提言を最初に

掲げている。

しかし、その一方で、安倍前首相が教育改革の目玉の一つとして導入に意欲を示していた「教育バウチャー」制度は見送られ、学校選択制により、児童・生徒数に応じて予算配分することで学校間の競争を促進する学校改善システムのモデル事業の実施という形に留まった。

また、安倍前首相がこだわった学校の第三者評価についても、当初は国が主体となって第三者機関(教育水準保障機関<仮称>)を設置して評価することが検討されていたが、国は評価のガイドラインを示すに留め、評価は自治体に委ねた。

「6-3-3-4」制についても具体的な提言に至らず、引き続き検討するとしている。

教育改革を最重要課題の一つとして掲げた安部前首相の肝いりで設置された「教育再生会議」だが、福田首相に代わったことで提言の担保機能が低下し、全体として、提言のトーンダウンがうかがえる。

<「徳育」教科化の再提言>

安倍カラーが薄らぐ中で、「徳育」の“教科化”については、第2次報告に続き、再提言となった。

一方、学習指導要領の改訂を審議している中教審は、『答申』(案;1月17日答申予定)において、現行の道德教育の一層の充実・強化を提言している。しかし、「道德」の教育課程上の位置付けについては、専門的な観点から検討した結果、さまざまな意見が出されたほか、関係団体からのヒアリングや国民からの意見公募でもさまざまな見解がみられたとして、教科化については明記せず、結論を文科省に委ねている。

こうした状況から、教育再生会議では敢えて“教科化を再提言”したとみられる。

<教育再生問題の行方>

教育再生会議は、これまでの3回にわたる報告を整理、総括し、今月末~来月には『最終報告』を提出して、当初の役割を終える。

その後、同会議の存続も含め、政府の教育再生問題への取り組みがどのように展開していくのかは、現在のところハッキリしていない。

ところで、一部の報道によると、同会議の機能を強化し、提言の制度立案を迅速に推進するために首相直属の内閣官房に「教育再生推進委員会」を新設するとの情報も流れている。こうした機能強化については、教育再生会議の委員の間で、提言の実効性の担保やフォローアップの在り方と関連して発言されたようだ。しかし、教育再生会議として現段階でオーソライズされているものではないという。

国の文教政策を担ってきた文科省・中教審と、教育再生会議をはじめ、経済財政諮問会議や総合科学技術会議など官邸主導の政策会議との関係はどうなるのか。教育問題に関する国民の関心度は高いだけに、今後の教育行政の実務権限の行方が注目されるところだ。